

アフガニスタン国 カブールーチャリカル道路拡幅計画（無償）  
スコーピング案に対する助言

**助言案検討の経緯**

ワーキンググループ会合

- ・日時：2011年3月28日（月）14:15～16:30  
（当初、3月14日（月）に予定されていたが、東北・関東大震災の影響で延期したもの）
- ・場所：JICA 研究所（会議室：2階 201会議室）
- ・ワーキンググループ委員：石田委員、高橋委員、二宮委員、長谷川委員、原嶋委員、平山委員、松行委員、村山委員（高橋委員、二宮委員、長谷川委員は、ワーキンググループ会合には欠席したが、事前コメント・メール審議を通じて参加）
- ・議題：アフガニスタン国カブールーチャリカル道路拡幅計画（無償）に係るスコーピング案についての助言案作成
- ・配付資料：
  - 1) アフガニスタン国カブールーチャリカル道路拡幅計画（無償）に係る助言委員会ワーキンググループ（スコーピング案資料）事前配布資料
  - 2) 質問・コメント回答表
- ・適用ガイドライン：国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）

全体会合（第11回委員会）

- ・日時：2011年4月1日（金）15:00～18:00
- ・場所：JICA 研究所（会議室：2階 大会議室）

上記の会合に加え、メール審議により助言を確定した。

## **助言**

### **全般**

1. 2009年にJICAの支援で策定された開発調査「カブール首都圏開発計画調査」における本事業の位置づけを明確化すること。
2. カブール市とチャリカル市間の交通状況を含めて、チャリカル市の社会的・経済的な位置づけを明確化すること。

### **代替案の検討**

3. 本事業の代替案の検討では既存道路に沿って既に大部分がセットバックされていることが重視されたが、これらの部分の土地の権利関係を確認すること。
4. 現状の交通量と将来の予測交通量を明示し、これら交通量に基づいた代替案の比較、環境影響評価を行うこと。

### **影響項目**

5. 本事業の道路拡幅によって自動車交通の誘発が想定されるので、供用開始後の「大気汚染」、「地球温暖化」、「騒音・振動」についての影響は、「-B」又は「C」評価とすることを含めて再検討すること。さらに、「カブール首都圏開発計画調査」で既に予測されている将来の交通量も参照しながら、具体的な車両数の変化予測を行い、それに基づいて、これらの影響項目を評価すること。
6. 本事業の調査期間と異なる雨季と冬季における影響について、間接的な方法を含めて把握するよう努めること。
7. 環境影響評価の際、現地の状況を踏まえつつ、実施可能な範囲で信頼性ある測定の実施に努め、そこで得られた測定値に基づく予測・評価手法を検討すること。
8. 調査とステークホルダー協議を通じて、地域住民の飲料水、農業などの産業用水、遊牧民が利用する水など形態毎に水利用の実態を把握し、必要に応じて影響について検討すること。
9. 「水質」、「騒音・振動」、「大気」の測定については、現地の状況に鑑み、実施可能な技術支援を行うこと。
10. 既存道路沿いの並木などの樹木伐採が想定されているが、伐採による供用開始後の景観について影響項目として調査に含めること。
11. 本事業の2.5 - 26km区間の道路西側に家屋、公共施設、店舗、農地などが多数あると

すれば、道路供用開始後に青空駐車や露店出店など不適切な道路使用が生じ、交通渋滞の原因となる可能性が懸念されるので、これらへの事前対策を示すこと。

12. 本事業の道路拡幅によるコミュニティの分断の可能性、そして遊牧民とその家畜、底質や水生生物、野生動物の移動への影響について、調査を行うこと。

### **用地取得と住民移転**

13. 本事業の道路に接続し既に4車線化が完了している16kmの区間における住民移転の実績と補償実施の状況について情報を収集すること。
14. 本事業による住民移転についての影響は、社会経済調査の結果を踏まえたうえで「-A」評価とすることも含めて再検討すること。
15. JICAガイドラインと現地の関連法令にギャップが存在する用地取得と住民移転の実施について、国際的なスタンダードに則した実施を担保するために講じるべき具体的な措置を検討すること。
16. 本事業による住民移転に伴う移転費用の補償や移転後の生計支援について十分な検討を行うこと。

### **ステークホルダー協議**

17. 現地の文化的・慣習的な背景を考慮に入れたうえで、ステークホルダー協議における参加者や開催場所・方法を検討すること。その際に、女性、土地を持たない住民、少数民族（遊牧民を含む）、露天商などを含めた社会的な弱者の参加促進のための措置を具体的に検討すること。

### **モニタリング計画**

18. 本事業のモニタリング計画を策定して、これを実施する組織を特定し支援し、実施可能なモニタリング方法についても提案協議すること。

以 上